

令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に対する支援給付金申請書(請求書)

支給市区町村(※令和5年12月1日時点の市区町村)
鳥栖市長 様



裏面の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 世帯主氏名	性別	生年月日	現住所
	男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	電話 ( )

2. 申請者が属する世帯の状況 ※令和5年12月1日時点の世帯の全ての構成員について記載

○加算給付対象となる児童の範囲は以下のとおりです。  
 ア 令和5年12月1日時点で、「申請・請求者」と同一世帯である18歳以下の児童(平成17年4月2日以降に生まれた児童)  
 イ 「申請・請求者」と同一世帯、もしくは別世帯だが扶養している令和5年12月2日以降に生まれた新生児  
 ウ 令和5年12月1日時点で、同一世帯ではないが「申請・請求者」が扶養している18歳以下の児童(平成17年4月2日以降に生まれた児童)  
 ○令和5年1月1日時点の住所が、現住所と異なる方は、令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する課税証明書(令和5年度分の市町村民税の均等割・所得割の明細がわかるもの)を添付して下さい。(該当者全員)  
 ※課税証明書の添付がない場合は、この給付金を支給することができません。

氏名	続柄	性別	生年月日	現住所と令和5年1月1日時点の住所が異なる		異なる場合には令和5年1月1日時点の住所を記載 ※課税証明書を添付してください	加算対象児童(18歳以下の場合をいれてください)	同居/別居 ※別居の場合は住民票の謄本が必要です
				□現住所と同一	□異なる			
1			明・大・昭・平・令 年 月 日	□現住所と同一	□異なる		□ 該当	□ 同居 □ 別居
2			明・大・昭・平・令 年 月 日	□現住所と同一	□異なる		□ 該当	□ 同居 □ 別居
3			明・大・昭・平・令 年 月 日	□現住所と同一	□異なる		□ 該当	□ 同居 □ 別居
4			明・大・昭・平・令 年 月 日	□現住所と同一	□異なる		□ 該当	□ 同居 □ 別居
5			明・大・昭・平・令 年 月 日	□現住所と同一	□異なる		□ 該当	□ 同居 □ 別居

3. 振込口座(世帯主名義の口座) ※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号(右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ) ※「1. 申請・請求者(世帯主)」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関コード	支店コード			

ゆうちょ銀行	通帳記号(6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい) ※	通帳番号(右詰めでご記入下さい)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。			

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、鳥栖市低所得世帯支援給付金相談窓口(電話50-5281)にお問い合わせください。

裏面も必ずご記入ください

**【誓約・同意事項】** ※全ての項目を確認し、にチェック(し)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に対する支援給付金(以下「給付金」という。)の支給要件(※)に該当します。  
※ 給付金の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たすことが必要です。  
ア 世帯の全員が、令和5年度住民税所得割が課税されていない。(住民税均等割が課税されていない者のみで構成される世帯は対象外となります)  
イ 令和5年1月2日以降に海外から転入した者が世帯主である世帯ではない。  
ウ 世帯の中に、租税条約による住民税均等割免除の適用を届け出ている者はいない。  
エ 世帯の全員が、令和5年度住民税均等割が課されている他の親族等の扶養を受けている者がいない。  
注:住民税における取扱いとして扶養を受けているかわからないときは、両親や子ども等家族に確認してください。
- ② 世帯の中に、住民税所得割が課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- ③ 以下の給付金を受けた世帯又は当該世帯の世帯主であった者を含む世帯ではありません。
  - ・ 令和5年度鳥栖市物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金
  - ・ 他自治体における令和5年度住民税均等割非課税世帯を対象とした給付金
  - ・ 他自治体における令和5年度均等割のみ課税世帯を対象とした給付金
- ④ 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、鳥栖市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ⑤ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑥ この申請書は、鳥栖市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- ⑦ 鳥栖市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ市が指定する日までに、鳥栖市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金が支給されないことに同意します。
- ⑧ 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

**提出書類**

- 令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に対する支援給付金申請書(請求書)(本書)
- 申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)  
※ 運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)
- 受取口座を確認できる書類の写し(コピー)  
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できるもの
- (表面の「現住所と令和5年1月1日時点の住所と異なる」欄が「異なる」に該当する方全員分)  
令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和5年度 課税証明書』(令和5年度分の市町村民税の均等割・所得割の明細がわかるもの)の写し(コピー) ※ 令和5年1月1日時点で鳥栖市の住民基本台帳に登録がある方は不要です。
- (加算対象児童が別居している場合)  
児童の属する世帯全員が記載されている住民票の謄本の写し(コピー) ※別途資料を求める場合があります

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。  
(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名